

平成二十五年三月五日受領
答弁 第二一八号

内閣衆質一八三第二八号

平成二十五年三月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員石川知裕君提出死刑囚への死刑執行告知時期等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石川知裕君提出死刑囚への死刑執行告知時期等に関する質問に対する答弁書

一について

法務大臣は、法務省の関係部局に関係記録の内容を十分に精査させた上で、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき、慎重に検討し、これらの事由等がないと認められた場合に、死刑執行命令を発しているところであり、御指摘の本年二月二十一日の執行についても、同様の精査・検討を経て、これらの事由等がないと認め、死刑執行命令を発したものである。

二から四までについて

お尋ねのような内容の書面が死刑確定者に対して送付されたことは承知しているが、個々の死刑確定者の対応状況及びお尋ねの「アンケート結果」については把握していない。

五から七までについて

個々具体的な死刑執行に関わるお尋ねについては答弁を差し控えたいが、一般的な取扱いとして、死刑確定者本人に対する執行の告知は、当日、刑事施設の長が、執行に先立ち行っている。

現時点において、このような取扱いを変更する予定はない。